

広島県収受	
第	号
1.9.11	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

薬生発 0911 第 4 号
令和元年 9 月 11 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

「医薬部外品原料規格 2006」の一部改正について

医薬部外品原料の規格については、「医薬部外品原料規格 2006 について」（平成 18 年 3 月 31 日付薬食発第 0331030 号厚生労働省医薬食品局長通知）の別添「医薬部外品原料規格 2006」（以下「外原規 2006」という。）として示しているところです。

今般、外原規 2006 の一部を別添のとおり改正することとしましたので通知します。

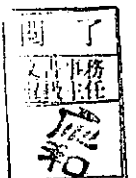
また、今般の外原規 2006 の一部改正の概要を下記のとおり示しますので、別添と併せて御了知の上、貴管下関係業者に対し、周知方よろしく御配慮願います。

記

第 1 外原規 2006 の一部改正の要旨について

別記Ⅱについて、次の品目の規格を改めたこと。

- 1) 塩化ジココイルジメチルアンモニウム
- 2) 塩化N-[2-ヒドロキシ-3-(ヤシ油アルキルジメチルアンモニオ)プロピル]加水分解ケラチン
- 3) 塩化N-[2-ヒドロキシ-3-(ヤシ油アルキルジメチルアンモニオ)プロピル]加水分解コムギたん白液
- 4) 塩化N-[2-ヒドロキシ-3-(ヤシ油アルキルジメチルアンモニオ)プロピル]加水分解コラーゲン
- 5) 塩化N-[2-ヒドロキシ-3-(ヤシ油アルキルジメチルアンモニオ)プロピル]加水分解シルク液
- 6) 塩化N-[2-ヒドロキシ-3-(ヤシ油アルキルジメチルアンモニオ)プロピル]加水分解大豆たん白液
- 7) (カプリル酸・カプリン酸・ヤシ油脂肪酸)グリセリル
- 8) 硬化ヤシ油脂肪酸グリセリル硫酸ナトリウム



- 9) ペンタエリトリトールクエン酸高級脂肪酸エステル・ミツロウ・ノニオン
乳化剤混合物
- 10) ポリエチレングリコール・エピクロルヒドリン・ヤシ油アルキルアミン・
ジプロピレントリアミン液
- 11) ポリオキシエチレンモノヤシ油脂肪酸グリセリル
- 12) ポリオキシエチレンヤシ油アルキルアミン
- 13) ポリオキシエチレンヤシ油アルキルジメチルアミンオキシド液
- 14) ポリオキシエチレンヤシ油脂肪酸アミド(5 E. O.)
- 15) ポリオキシエチレンヤシ油脂肪酸イソプロパノールアミドスルホコハク酸
二ナトリウム液
- 16) ポリオキシエチレンヤシ油脂肪酸グリセリル
- 17) ポリオキシエチレンヤシ油脂肪酸モノエタノールアミド硫酸ナトリウム液
- 18) ポリオキシプロピレンヤシ油脂肪酸モノイソプロパノールアミド(1 P.
O.)
- 19) メチルシラノール・ポリオキシエチレンヤシ油脂肪酸グリセリン縮合物
- 20) ヤシ油アルキルジメチルアミンオキシド液
- 21) ヤシ油アルキルベタイン液
- 22) ヤシ油アルキル硫酸マグネシウム・トリエタノールアミン液
- 23) ヤシ油カリ石けん液
- 24) ヤシ油脂肪酸
- 25) N-ヤシ油脂肪酸アシル-L-アルギニンエチル・DL-ピロリドンカル
ボン酸塩
- 26) N-ヤシ油脂肪酸アシル加水分解酵母カリウム
- 27) N-ヤシ油脂肪酸アシル-N'-カルボキシエチル-N'-ヒドロキシエ
チルエチレンジアミンナトリウム
- 28) N-ヤシ油脂肪酸アシル-N'-カルボキシエトキシエチル-N'-カル
ボキシエチルエチレンジアミン二ナトリウム液
- 29) N-ヤシ油脂肪酸アシル-N-カルボキシメトキシエチル-N-カルボキ
シメチルエチレンジアミンジナトリウムポリオキシエチレントリデシル
硫酸液
- 30) N-ヤシ油脂肪酸アシル-N-カルボキシメトキシエチル-N-カルボキ
シメチルエチレンジアミン二ナトリウム
- 31) N-ヤシ油脂肪酸アシル-N'-カルボキシメトキシエチル-N'-カル
ボキシメチルエチレンジアミン二ナトリウムラウリル硫酸
- 32) N-ヤシ油脂肪酸アシル-L-グルタミン酸
- 33) N-ヤシ油脂肪酸アシル-L-グルタミン酸カリウム
- 34) N-ヤシ油脂肪酸アシル-L-グルタミン酸トリエタノールアミン液
- 35) N-ヤシ油脂肪酸アシル-L-グルタミン酸ナトリウム

- 36) ヤシ油脂肪酸アミド
- 37) ヤシ油脂肪酸アミドプロピルベタイン
- 38) ヤシ油脂肪酸アミドプロピルベタイン液
- 39) ヤシ油脂肪酸エチルエステルスルホン酸ナトリウム
- 40) ヤシ油脂肪酸加水分解コラーゲン液
- 41) ヤシ油脂肪酸ジエタノールアミド
- 42) ヤシ油脂肪酸タウリンナトリウム
- 43) N-ヤシ油脂肪酸-N-メチル-β-アラニン
- 44) ヤシ油脂肪酸メチルアラニンナトリウム液
- 45) ヤシ油脂肪酸N-メチルエタノールアミド
- 46) ヤシ油脂肪酸メチルタウリンカリウム液
- 47) ヤシ油脂肪酸メチルタウリンナトリウム
- 48) ヤシ油脂肪酸メチルタウリンマグネシウム液

第2 施行時期について

本通知は、令和元年9月11日から適用すること。ただし、令和3年3月31日までの間は、従前の例によることができるものとする。